

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の変更決定処分は、これらをいずれも取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C営業所に雇用され、トラック運転手として、配送業務等に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、10トン積トラックを運転していたところ、左側から進入してきた軽自動車は請求人の運転する上記トラックのサイドバンパーから後方にかけて接触したため、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌日、D病院に受診し、「頸椎捻挫」（以下「本件負傷」という。）と診断され、その後、複数の医療機関等で療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）となった。

- 3 請求人は、本件負傷に係る療養費や休業損害等について、当初より軽自動車の運転者（以下「相手方」という。）が加入する自動車損害保険から給付を受けていたが、療養費については平成〇年〇月〇日、休業損害については平成〇年〇月〇日をもって、これらの給付は中止となった。

そこで、請求人は、以後の療養費や休業損害等について、療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付（以下「本件労災保険給付」という。）を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、本件負傷を業務上の事由によるものと認め、療養補償給付については平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日、休業補償給付については同年〇月〇日及び同年〇月〇日並びに障害補償給付については同年〇月〇日、これらをそれぞれ支給する旨の処分（以下「本件各

支給処分」という。)をした。

4 一方、請求人と相手方は、双方とも弁護士を代理人として、平成○年○月○日付けで示談書を取り交わし示談した(以下、この示談を「本件示談」といい、同示談に係る示談書を「本件示談書」という。)。本件示談書によれば、要旨、相手方は、請求人に対し、一切の損害の賠償として既払金のほか○万円の支払義務のあることを認めるとともに、請求人と相手方との間には当該示談金(以下「本件示談金」という。)の支払のほかは、何らの債権債務のないことを確認するという内容であった。

5 本件は、監督署長が本件示談において真正な全部示談がされたとして、本件各支給処分を取り消すとともに、上記の各給付を支給しない旨の変更決定処分(以下「本件各変更決定処分」という。)をしたことから、請求人が本件各変更決定処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

6 請求人は、本件各変更決定処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

本件示談において真正な全部示談がされたとして、監督署長がした本件各変更決定処分は妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 前提事実

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人は、要旨、請求人には、本件示談成立時において、放棄が可能な損害賠償請求権は存在していなかったし、本件示談成立の前後を問わず、損害賠償請求権の放棄をした事実もないと主張している。

(2) ところで、労働者災害補償保険法第12条の4第2項によると、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受けるべき者（以下「受給権者」という。）が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる」とされている。そして、受給権者と第三者との間に示談が行われた場合は、当該示談が真正な示談と認められるものであって、その内容が受給権者の第三者に対して有する損害賠償請求権（保険給付と同一の事由に基づくものに限る。）の全部の補填を目的とした全部示談であると認められる場合には、行政実務上、それ以後の保険給付を行わないこととされている。

(3) そこで、本件示談の効力や内容についてみると、本件示談は、請求人及び相手方双方とも弁護士が代理人となって合意したものであることからみて、錯誤や詐欺等に基づくものとはいえず、真正な示談であると認められる。

また、本件示談書をみると、要旨、相手方は、本件災害により請求人が被った一切の損害の賠償として、既払金のほか〇万円の支払義務があることを認めた上で、当該義務のほかには何ら債権債務がないことを相互に確認するものであることから、本件示談は、本件災害によって生じた全損害を填補することを目的とするものと判断され、全部示談が成立しているものと認められる。

(4) 本件において、監督署長は、真正な全部示談が成立したものとした上で、本件示談書に記載された既払金の中に、本件労災保険給付が含まれていないものと認定し、請求人は同給付請求権を放棄したものであると判断したものと史料される。

そこで、本件示談成立に至るまでに請求人と相手方との間で交わされた一連の書類をみると、請求人が既に受け取った本件労災保険給付が既払金に含まれることを前提として、示談交渉が進められた結果、本件示談が成立したものと判断される。本件示談の交渉経過や約〇万円が労災保険給付として既に支払われていたこと及び示談額が〇万円であるという示談内容を踏まえると、本件示談の成立によって、請求人自らが本件示談の前提となった本件労災保険給付請

求権を放棄したものとするのは、困難であるといわざるを得ない。

そうすると、本件示談において、請求人と相手方との間には、本件示談書記載の他には、何ら債権債務がないことを確認するとされているからといって、請求人が本件示談前に受けた本件労災保険給付を放棄したものとみることは妥当ではなく、監督署長が、本件各支給処分を取り消し、本件各変更決定処分をすべき理由はないものとなる。

- (5) 以上からすると、本件においては、真正な全部示談が成立していたとしても、監督署長が、本件支給処分を取り消し、本件各変更決定処分をすべき理由は認められないことから、本件各変更決定処分は誤りであって、妥当ではないものと判断する。

4 結 論

以上のとおり、本件各変更決定処分は妥当ではないから、これらを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。